

議 長 日程第6「議案第2号土地等の取得について」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第2号土地等の取得について。次の土地等を取得したいので、地方自治
法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

1、取得する土地 所在地、地番、登記簿地目、登記簿地積（平米）の順で
お答えをさせていただきます。松田町松田惣領字観音道上321番1、宅地、4,8
23.69平米。同所在地、地番329番1、宅地、982.85平米。同じ所在地、地番32
9番2、宅地、890.99平米。合計6,697.26平米。坪数に換算すると2,025.9坪で
ございます。

2、取得する建物 名称、構造、延床面積（平米）の順でお伝えします。本
館、鉄筋コンクリート造2階建て、998.7平米。車庫、鉄骨造平屋建て、390平
米。倉庫、鉄骨造2階建て、322.5平米。水防倉庫、鉄骨造2階建て、98.8平
米。無線局舎、鉄筋コンクリート造2階建て、80平米。自家発電機室、鉄筋コ
ンクリート平屋建て、49.19平米。機械室、鉄筋コンクリート造平屋建て、42.
3平米。道路監理員詰所、鉄骨造平屋建て、388.88平米。1枚おめぐりくださ
い。独身寮、これ警察官舎のほうになります。鉄筋コンクリート造4階建て、
802.16平米。別館、木造2階建て、358.11平米。

3、契約金額 1億9,863万2,625円。

4、契約相手方 横浜市中区日本大通1、神奈川県知事 黒岩祐治。

平成28年2月12日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。土地等の取得について、相手方との売買仮契約を締結したので、
松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条
の規定により、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは御説明申し上げます。参考資料としてですね、県有財産売買の仮契
約書、これは去る平成28年2月3日に締結させていただいた、協議調って締結
させていただいたものですが、これで若干御説明申し上げたいと思います。

第2条ですね、本契約の成立ということで。乙は平成28年第1回松田町議会
臨時会において、売買物件を買い受ける旨の議決を得たときは、速やかに甲に

対し当該議決の議決書の原本証明を添えて、文書をもって売買契約完結の意思を表示するものとするということで、今回御提案させていただいたわけでございます。前項の規定により意思表示があったときは、この仮契約の内容をもって甲乙間に売買契約（以下「本契約」という。）が成立し、確定するものとするということでございますので、内容的にはこの仮契約書が御議決賜った段階で本契約ということになるかと思えます。第3項についてはそれができなかった場合の、失効するという内容でございます。

第3条、売買代金は今御説明した1億9,863万2,625円とするということで、これは今年3月31日までに県の指定の金融機関等に納入するという内容になってございます。

また、第5条でございますが、売買物件の所有権移転時期は、乙が第3条の第1項に定める売買代金を完納したときとする。ただし、前条により、違約金が賦課された場合には、その違約金を完納したときとするということでございます。

また、次のページをおめくりください。第10条ですね。用途指定ということで、この物件については引き渡しの日から10年間は体育施設、町営住宅及び両施設の駐車場用地の用に供するものとし、その他の用に供してはならない。乙はやむを得ない理由により、前項に定める用途を変更しようとするときは変更しようとする理由を変更後の契約等を記載した文書を提出し、事前に甲の承諾を受けるものとするということでございますが、これについては多くの場合そういった変更契約等を行うことによって公共の用に供するものであれば特に、事前にお話しくださいよというふうに聞いております。可能なものであるというふうに聞いてございます。

以下、これについては既にお読みいただいているかと思いますが、以上の内容でございます。場所等については御存じの旧土木事務所の跡地ということで御承知いただけていることだと思えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。
7 番 利 根 川 全員協議会で内容については説明を承っておりますけれども、この土地の取

得について、今後の利用計画案をですね、示していただきたい。どういうふう
に利用するのか。まずこの1点ですね。

それから2点目は、現在の旧土木事務所の土地については、相当長い年月放
置されておりますので、低木等がですね、電線にかかったり、あるいは雑草が
近隣住民の通行に影響を与えたり、特に雨の日ですね、そういうことがありま
す。したがって、この土地を取得した場合は管理権が松田町に移るということ
でございまして、その管理の関する費用は当初予算にきちっと、これは当初予
算審議で言わなきゃいけないと思いますけども、その辺の対応、2点について
お伺いします。

参事兼総務課長

最初に、この取得した土地の利用計画ということでございますが、県に対し
てざっくりな、大まかな計画というか、そういったものをお示ししているのは
一つの体育施設という言い方でございますが、これについてはこの土木用地を
町にいかがですかという、県からの投げかけがあったのは随分以前の話だと思
います。もう5年以上前かなと思います。その段階でひとつ投げかけられてた
のが、町の体育館が大分老朽化しているんで、そのかえのものにはというよう
な話といったものが一番最初に出ていたかと思います。そういった中で、現状
土木の本館の部分については大分古い建物でございますので、そこは壊して、
更にした中で運動できるようなグラウンド的なものにといいましてお話しさせ
ていただいています。ただ、最終的にこれをどういう形に使うのがいいのかと
いう部分については、正直コンプリートされたものはまだありません。これに
ついてはこれから追々説明…御相談させていただきながらになるかと考えて
おります。なお、その壊す時期等につきましても、これやはり多額の費用がか
かります。現状、あの形のままで買い受けるという形になっておりますので、
その時期等もまた御相談させていただかなければいけないと考えております。

また、松田警察署の官舎の部分については、以前も子育て世帯向けの町営住
宅といった活用法があるということでお話しさせていただいているかと思いま
すが、そういった方向で検討できればと思っています。これについては手法と
してもPFIというような手法も含めた検討をということで考えてございます。

また、管理費用につきましては、町有地そのものの修繕費用、管理費用、こ

れはいろんな部分の草刈りとかそういったものを含めてありますが、そういった中で対応をしていくように予算組みさせていただいているところでございます。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

2 番 田 代 本契約の成立ということで、第2条を見ていただきたいと思います。乙は平成28年第1回松田町議会臨時会において売買物件を買い受ける旨の議決を得たときは速やかに云々。要するに、売買契約の締結の意思を表示すると、土木に対して。ここで今付託になっていますよね。臨時会はきょう1回だけですよね。その辺についてどうされるのかな。その下に、今度2条の第3項です。第1項の議決が得られない場合、乙は速やかに甲に対して文書をもってその旨を通知するものとし、甲が当該通知を受領したときは本契約は失効するものとする。今回1日だけですよね。議運でもこの辺話し合われたのかどうかね。ちょっとすごい大きい問題だと思うんで、この辺御審議のほどお願いします。

参事兼総務課長 正直申し上げまして、正直ということがいいのか悪い…まず、きょう付託されたということで、私どもも非常に動揺してございます。事前にこれ配付させていただいた中で、仮契約書ごらんいただいた中で、私あえてお読みさせていただきましたが、既に定例会等で予算等もお認めいただき、その際に説明もさせていただいた中で、きょう御議決賜るものと考えた中で県とはこういう仮契約させていただきました。そういう部分においては、まさに、ちょっと私のほうとしても正直動揺している部分がございます。ただ、これについては、例えばこの旨、県に御相談させていただいた中で、この部分についての変更契約なり何なりをすとかいうことをさせていただくのかとか、今いろいろなことを考え…私のほうの立場では考えさせていただいています。いずれにしても、3月31日までに支払いができなければ、お認めいただいた中でできなければこれは失効してしまうことなので、その辺をお含みいただいた中で、御審議、御議決賜ればありがたいというのが正直な現在私の気持ちでございます。

2 番 田 代 今、小林参事のほうからお話あったようにね、県のほうに調整させていただいて、第1回臨時会及び定例会というふうなことで入れていただくとすんなりいくのかなというふうに私は個人的に思います。できれば暫時休憩していただい

て、その調整やっていたいただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

12番 大 館 確かに議運の中ではこの2条については議論されませんでしたけれども、臨時会はまだ最終的に支払いがですね、3月31日か、それまでに間に合うように臨時会を再度開いてもらって、それで議決しましょうという話をして、じゃあ、付託に決めた経緯があります。だけど、今、改めて今、田代議員が言うようにですね、第1回ってこれうたってあるんで、この辺の修正はきちっとしないと、臨時会はいつでも開けるわけですよ。それはいいんですけども、第1回ってうたっちゃってあるんで、これ「第1回」を抹消するとかという話であれば…（「契約書だ」の声あり）いや、だから、それ県と調整してもらおう。それが消せれば委員会も早急に開いてもらって、しかも臨時会もその支払い期日に間に合うような対応をとってもらおう。それでなければね、ただこれを議会として提案されましたから、はい、何の議論もしない…何の議論も…質疑はあるにしても、もう少し詳細な検討、その使用目的とかそういうのも調査をした上で、その返答次第で採決をしてもらわなければ、めくら判的になっちゃうわけですよ。それでは議会としてのならないと思う。（私語あり）と思う。（休憩を求める声あり）

議 長 じゃあ、それではですね、暫時休憩といたします。（10時16分）

議 長 休憩を解いて再開いたします。（11時20分）

お諮りいたします。議案第2号について、休憩中に事件撤回請求書が提出されましたので、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。

議 長 追加日程第1「事件撤回請求について」を議題といたします。

本日2月12日付で町長より事件撤回請求書の提出がありましたので、撤回理由の説明について町長に求めます。

町 長 松第981号、平成28年2月12日。松田町議会議長 井上栄一殿。松田町長 本山博幸。事件撤回請求書。平成28年2月12日提出した下記事件は、次の理由

により撤回したいので、松田町議会会議規則第19条の規定により、請求をいたします。記、件名、議案第2号土地等の取得について。理由、再考をしたいためでございます。以上です。

議

長 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号土地等の取得について、撤回を許可することについて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。「議案第2号土地等の取得について」について、撤回を許可することに決定をいたしました。